

## 公益社団法人木更津法人会 職員退職手当規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人木更津法人会（以下「本会」という。）職員就業規則第 29 条の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第 2 条 この規程による退職手当は、職員就業規則第 2 条 1 号に定める正規職員（以下「職員」という。）に適用する。

### (支給対象)

第 3 条 退職手当は、勤続年数が 3 年以上の職員で、次の各号の一に該当する者に対して支給する。

- (1) 職員就業規則第 24 条に基づき、定年により退職した者
- (2) 傷病により死亡または退職した者
- (3) 自己の都合により退職した者
- (4) 論旨退職の処分により退職した者
- (5) 解雇（禁固以上の刑に処せられた場合及び懲戒処分の場合を除く）による退職

### (遺族への支給)

第 4 条 職員が死亡した場合の退職手当は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

- 2 前項の遺族の範囲および支給順位については、労働基準法施行規則第 42 条 から第 45 条の定めるところを準用する。

### (支給額)

第 5 条 退職手当の金額は、月給制の職員に対しては退職時の基本給月額、年俸制の職員に対しては退職時の月例給与額の 85%相当額をそれぞれ基礎金額とし、これに<別表>に定める勤続年数に応じた支給率を乗じた次の各号の額とする。

- (1) 前条第 1 号及び第 2 号の事由により、退職または死亡した者に対する退職手当は、支給率 A 欄を適用して算出した金額とする。
  - (2) 前条第 3 号の事由により退職した者に対する退職手当は、支給率 B 欄を適用して算出した金額とする。ただし、職員が結婚により退職した場合には、B 欄に 0.5 を加算した支給率を適用して算出した金額とする。
- 2 前条第 4 号及び第 5 号の事由により退職した者に対する退職手当は、会長がこれを定める。

### (勤続年数)

第 6 条 勤続年数の算定は次のとおりとする。

- (1) 採用の日より起算し、退職の日までとする。
- (2) 職員就業規則第 7 条に定める試用期間については、勤続年数にする。
- (3) 1 年未満の端数は月割計算を行うものとし 1 カ月未満の端数は繰り上げる。
- (4) 職員就業規則第 12 条～第 15 条に定める産前産後の休業、育児休業、介護

休業並びに職員就業規則第21条に定める休職期間については、勤続年数に算入しない。

(金額の端数計算)

第7条 退職手当の端数計算において、円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(支給時期)

第8条 退職手当の支給は、退職日の翌日から起算して原則的に8週間以内にその全額を支払う。

(控除)

第9条 退職手当を支給する場合には、次の各号に掲げる金額を控除する。

- (1) 法律の定めにより控除することとされている金額
- (2) 職員が本会に負う債務で確定している金額

(功労金)

第10条 会長は、在職中特に功労顕著であった者に対して、所定の退職手当のほかに「功労金」を付加することができる。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は、令和2年9月17日の理事会で承認され、令和3年4月1日から適用する。

〈別 表〉 支給率（第5条関係）

勤続年数	支 給 率	
	A 欄	B 欄
3年	3	Aの0, 5
4年	4	
5年	5	
6年	6, 5	
7年	8	
8年	9, 5	
9年	11	
10年	12, 5	Aの0, 6
11年	14	
12年	15, 5	
13年	17	
14年	18, 5	
15年	20	
16年	21, 5	
17年	23	
18年	24, 5	
19年	26	
20年	27, 5	Aの0, 7
21年	29, 5	
22年	31, 5	
23年	33, 5	
24年	35, 5	
25年	37, 5	
26年	39, 5	
27年	41, 5	
28年	43, 5	
29年	45, 5	
30年	47, 5	Aの0, 8
31年	以下同率	以下同率
32年		
33年		
34年		

〈注〉 B欄の数値は、年数により  
A欄の50%～80%